

平成 12 年 1 月 28 日制 定 (空 航 第 71 号、空 機 第 67 号)

平成 13 年 3 月 9 日一部改正 (国空航第 170 号、国空機第 231 号)

平成 15 年 12 月 24 日一部改正 (国空航第 932 号、国空機第 984 号)

平成 17 年 10 月 1 日一部改正 (国空航第 504 号、国空機第 684 号)

平成 19 年 3 月 28 日一部改正 (国空航第 1223 号、国空機第 1362 号)

航 空 局 長

### 業務の管理の受委託の許可実施要領

航空法（以下「法」という。）第 113 条の 2 に規定する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託の許可にあたっての実施要領を以下に定める。

#### 1. 許可の対象

業務の管理の受委託とは、次に掲げるものをいう。

##### ① 運航業務の管理の受委託

委託者の行う航空運送事業に関し、受託者の提供する航空機及び航空機乗組員により受託者の運航マニュアルに基づいて航空機の運航が一括して行われる場合

##### ② 整備業務の管理の受委託

委託者の行う航空運送事業に関し、受託者の整備マニュアルに基づいて航空機の整備が一括して行われる場合

注：運航マニュアルとは、本邦航空運送事業者の運航規程又は外国の航空運送事業者が国際民間航空条約附属書 6 に準拠して設定する運航に関するマニュアルをいう。整備マニュアルとは、本邦航空運送事業者の整備規程、外国の航空運送事業者が国際民間航空条約附属書 6 に準拠して設定する整備に関するマニュアル又は法第 20 条第 1 項第 4 号の業務の能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた事業場において整備業務を行う者（以下「整備改造認定事業者」という。）であって航空運送事業者でないものが「整備規程審査要領」に準拠して設定する整備に関するマニュアルをいう。

## 2. 管理受委託許可申請書

航空法施行規則（以下「規則」という。）第222条第1項第3号の当該申請が法第113条の2第2項各号に掲げる基準に適合する旨の説明としては、3.に掲げる許可の要件に適合していることの説明を求めるものとする。

## 3. 許可の要件

### （1）受託者の要件

法第113条の2第2項第1号及び第2号の基準を満たす者は以下のとおりとする。

① 運航業務及びそれに伴う整備業務の管理を一括して受託する者は、本邦航空運送事業者又は航空運送事業に関し我が国と同等以上の安全に係る制度を有していると認められる国際民間航空条約締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）の航空運送事業者であって、以下を満足する者であること。

(a) 受委託に係る型式の航空機の運航及び整備業務の実施について、受託者が本邦航空運送事業者である場合は事業計画の認可を、締約国の航空運送事業者である場合はそれに相当する許可等を受けていること。

(b) 受委託に係る運航業務を実施する地域における運航業務の実施について、受託者が本邦航空運送事業者である場合は事業計画の認可を、締約国の航空運送事業者である場合はそれに相当する許可等を受けていること。

(c) カテゴリーI、II及びIII運航、双発機による長距離進出運航等の特別な要件が求められる運航を実施する場合は、当該運航を実施する能力を有することを管轄する航空当局から認められていること。また、これらの運航の実施に関して必要な内容を運航マニュアル又は整備マニュアルに定めていること。また、我が国において認められていない運航は、原則として行わないこと。

(d) 受託者の定める運航マニュアル又は整備マニュアルが、規則第214条に規定する航空機の運航及び整備に関する事項について同条の技術上の基準を満たしていること。ただし、締約国の航空運送事業者において運用許容基準を整備マニュアルには規定していないが運航マニュアルに適切に規定している場合等、安全上問題ないと考えられる場合はこの限りでない。

(e)法第20条第1項第4号の認定を受けた整備改造認定事業場であること。ただし、法第19条第1項の航空機以外の航空機に対する整備業務の管理を委託する場合にあっては、受託者が外国の航空運送事業者であって、これと同等の能力を有すると認められる場合、その他受託者の整備マニュアルに従って適切な整備が行われていると認められる場合はこの限りでない。

② 運航業務のみの管理を受託する者は3.(1)①の(a)～(d)を満足する本邦航空運送事業者又は締約国の航空運送事業者であって、当該受託者の定める運航マニュアルの内容が整備業務の管理を行う者の定める整備マニュアルの内容と矛盾等がないよう適切に定められていること。

③ 整備業務のみの管理を受託する者は、受委託に係る整備業務を実施する事業場が法第20条第1項第4号の認定を受けた整備改造認定事業者であって、以下の(a)及び(b)を満足する者であること。

(a) 受委託に係る型式の航空機について、整備業務の管理を行う組織と適切な能力を備えた要員を有していると認められる者であること

(b) 受委託に係る型式の航空機の整備業務の管理について「整備規程審査要領」に定める必要な項目について基準を満たす整備マニュアルを設定しており、当該マニュアルに従って整備業務の管理を適切に実施できると認められる者であること。なお、この場合、運用許容基準に係る規定は、委託者の運航マニュアルと同等の内容を整備マニュアルに定めなければならない。

## (2) 受委託の安全性の要件

法第113条の2第2項第2号の基準を満たす要件は以下のとおりとする。

### ① 委託者の要件

委託者は、法第100条第1項の許可を受けた者であること。さらに、運航業務の管理を委託する場合には、以下の(a)又は(b)を満足する者であること。

(a) 受託者が本邦航空運送事業者の場合には受委託に係る型式の航空機について別添1に定める区分に対応した要件を満たしている者であること。

(b) 受託者が締約国の航空運送事業者の場合には受委託に係る型式の航空機の実運航（実際に自ら航空機を使用して行う運航をいう。以下同じ。）を行っている者であること。

② 委託者が行う業務及び責任の範囲

委託者は、受託者が行う受委託に係る業務について、以下により適切な委託管理を実施しなければならない。

(a) 別添 2 に定める要件を満足する責任者及びこれを補佐する者が定められていること。

(b) 委託管理を行うために適切な教育・訓練を受けた人員が適切に配置されていること。

(c) 委託管理を行う者の責任及び権限が明確となっていること。

(d) 受託者の定める運航マニュアル又は整備マニュアルが、規則第 214 条に規定する航空機の運航及び整備に関する事項について同条の技術上の基準を満たしていることを確認すること。

(e) 適切な資格、経験等を有する者が受託者の業務の実施状況について定期的及び必要に応じて監査並びに検査を行い、受託者が運航マニュアル又は整備マニュアルに従って適切に業務を実施していることを確認し、必要に応じて改善措置を講じる体制となっていること。

③ 受託者が行う業務及び責任の範囲

受託者は、委託者の定める事業計画に従い、自ら定める運航マニュアル又は整備マニュアルに従って運航業務又は整備業務を実施しなければならない。また、運航マニュアル又は整備マニュアルの内容について委託者の確認を受けるとともに、受委託に係る業務に関する運航マニュアル又は整備マニュアルの内容の変更について委託者に通知しなければならない。

④ 機長の要件

受託者が法第 4 条第 1 項各号に掲げる者である場合であって、受委託に係る航空機が最大離陸重量が 5.7 t を超える飛行機又は最大離陸重量が 9.08 t を超える回転翼航空機である場合は、機長は、受託者が属する国における法第 72 条第 1 項又は第 5 項の認定に対応する制度による認定又はそれと同等の行為を受けていること。

⑤ 運航管理者

受託者が法第4条第1項各号に掲げる者である場合であって、受委託に係る航空機が最大離陸重量が5.7tを超える飛行機又は最大離陸重量が9.08tを超える回転翼航空機である場合は、運航業務の管理の受委託に係る運航に従事する運航管理者は、当該受託者が属する国における法第78条の運航管理者技能検定に対応する資格の取得又はそれと同等の要件を満足しなければならない。

⑥ 外国政府による安全性の監督

法第4条第1項第3号に掲げる者（以下「外国企業」という。）に運航業務及びそれに伴う整備業務の管理を一括して委託する場合には、当該外国企業が行う運航及び整備（管理の受委託に係る運航及び整備を含む。）について、当該外国企業が所属する外国政府が安全性について監督することとなっていること。

⑦ その他の要件

受委託に係る業務の実施に関し、上記①、②に加え、以下の事項に係る業務及び責任の範囲が契約書等において明確になっていること。

(a) 緊急時の対応

(b) 地上取扱業務

(c) 記録の管理及び報告

4. 事業計画、運航管理施設等の検査並びに運航規程及び整備規程

① 事業計画

(a) 委託者は、自らの事業計画に必要な内容を定めること。

(b) 受託者は委託者の事業計画に従って運航又は整備業務を実施すること。

② 運航管理施設等の検査

受託者の使用する施設について、委託者の事業の用に供する施設として検査を受け、これに合格すること。この場合、受託者が既に検査を受け合格している施設を用いて運航又は整備を実施する場合、又は、受託者が法第4条第1項各号に掲げる者である場合であって、当該受託者が属する国の政府により適切に検査が実施されていると認められる場合等には、検査は書面で行ってもよい。

### ③ 運航規程及び整備規程

業務の管理の受委託の許可を受けて実施する運航又は整備に関しては、委託者は、自らの運航規程又は整備規程に、規則第 214 条に規定する航空機の運航及び整備に関する事項のうち「航空機の運航に係る業務の委託の方法」又は「航空機の整備に係る業務の委託の方法」以外の項目については、受託者の定める運航マニュアル又は整備マニュアルに従う旨規定し、「航空機の運航に係る業務の委託の方法」又は「航空機の整備に係る業務の委託の方法」については、3. (2)②に定める内容を含む受委託に係る運航又は整備業務の委託管理体制について規定すること。

ただし、整備業務のみの管理の受委託の場合には、「運用許容基準」については委託者の規定をそのまま用いるものとする。

## 5. 許可の条件

### ① 運航マニュアル及び整備マニュアルの遵守等

業務の管理の受委託の許可に当たっては、受託者が運航マニュアル又は整備マニュアルに従わなければならない旨及び整備業務のみの管理を受託する者が航空運送事業者でない場合は当該者は使用する整備マニュアルの変更について「整備規程審査要領」に準拠して必要な承認等を受けなければならない旨の条件を付すものとする。

### ② 運航条件等

業務の管理の受委託の許可に当たっては、運航路線又は運航する地域、使用航空機の限定等の必要な条件を付すものとし、これらの条件等を変更する場合は、本要領の必要な項目について審査するものとする。

(附則) (平成 12 年 1 月 28 日)

この要領は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 13 年 3 月 9 日)

この要領は、平成 13 年 3 月 9 日から適用する。

(附則) (平成 15 年 12 月 24 日)

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 17 年 10 月 1 日)

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 19 年 3 月 28 日)

この要領は、平成 19 年 3 月 30 日から適用する。

## 業務の管理の受委託の許可における受委託が可能な航空機の区分に関する要件

業務の管理の受委託の許可実施要領「3. 許可の条件 (2) 受委託の安全性の要件 ① 委託者の要件 (a)」の別に定める区分は、以下の表のとおりとする。

区分	受委託を行おうとする航空機の区分	各区分における委託者の要件
1	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であって、客席数が 100 又は最大離陸重量が 50,000Kg を超え、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であって、客席数が 100 又は最大離陸重量が 50,000Kg を超え、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機について実運航を行っていること
2	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であって、客席数が 100 及び最大離陸重量が 50,000Kg 以下で、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であって、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機について実運航を行っていること
3	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であって、かつ、タービン発動機（ターボジェット及びターボファン発動機を除く。）を装備した飛行機	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であって、かつ、タービン発動機を装備した飛行機について実運航を行っていること

### 業務の管理の受委託の許可における委託責任者及びこれを補佐する者の要件

業務の管理の受委託の許可実施要領「3. 許可の条件 (2) 受委託の安全性の要件 ② 委託者が行う業務及び責任の範囲 (a)」の別に定める要件は、受託者が本邦航空運送事業者である場合には、以下のとおりとする。

#### (1) 運航関係

航空法規並びに委託者の運航規程及び受託者の運航マニュアルに精通しており、かつ、以下の表の区分の欄の者に応じ、要件の欄に掲げる要件に適合すること。

区分	要件
責任者	受委託に係る型式の航空機について別添1の表の区分に対応した航空機の機長としての経験及び運航業務に係る管理者としての経験を航空運送事業においてそれぞれ3年以上を有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者
補佐 (運航管理関係)	運航管理者の資格を有し、受委託に係る型式の航空機について別添1の表の区分に対応した航空機の運航管理業務を行った経験を含め当該業務に係る管理者としての経験を航空運送事業において3年以上有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者。なお、カテゴリーI、II及びIII運航、双発機による長距離進出運航等の特別な要件が求められる運航を実施する場合には、あわせてかかる運航を管理する能力があること
補佐 (操縦関係)	受委託に係る型式又は技術的に同等と認められる型式の航空機の機長としての経験及び当該業務に係る管理者としての経験を航空運送事業においてそれぞれ3年以上を有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者。なお、カテゴリーI、II及びIII運航、双発機による長距離進出運航等の特別な要件が求められる運航を実施する場合には、あわせてかかる運航を管理する能力があること

補佐（客室関係） (客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)	受委託に係る型式の航空機について別添1の表の区分に対応した航空機での客室業務の経験を含め当該業務に係る管理者としての経験を航空運送事業において3年以上有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者
補佐 (地上取扱関係)	受委託に係る型式の航空機について別添1の表の区分に対応した航空機における搭載管理業務に係る管理者としての経験を航空運送事業において3年以上有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者

## (2) 整備関係

航空法規並びに委託者の整備規程及び受託者の整備マニュアルに精通しており、かつ、以下の表の区分の欄の者に応じ、要件の欄に掲げる要件に適合すること。

区分	要件
責任者又は補佐する者	受委託に係る型式の航空機又は技術的に同等と認められる型式の航空機に係る整備管理業務、定例整備作業の確認業務等航空機全般についての整備に関する業務についての実務経験若しくは監督経験を航空運送事業において3年以上有する者又はこれと同等と認められる経験を有する者。

平成 13 年 10 月 23 日 制定（国空機第 517 号）  
平成 16 年 6 月 28 日 一部改正（国空機第 1361 号）  
平成 17 年 5 月 30 日 一部改正（国空機第 969 号）  
平成 17 年 10 月 1 日 一部改正（国空機第 682 号）  
平成 21 年 7 月 13 日 一部改正（国空機第 226 号）  
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）  
平成 30 年 5 月 31 日 一部改正（国空機第 135 号）  
令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号）

サーチュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：整備業務の管理の受委託の許可に係る運用指針

## I 総 則

本運用指針は、「業務の管理の受委託の許可実施要領」（平成 15 年 12 月 24 日付け；国空航第 932 号、国空機第 984 号。以下「要領」という。）を補足し、本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の整備に関する業務の管理の受委託に係る許可（航空法（以下「法」という。）第 113 条の 2 第 1 項）について、その運用要領を定めるとともに許可基準（法第 113 条の 2 第 2 項）の細則を定めるものである。

## II 基本的考え方

- (1) 整備業務の管理の受委託とは、整備に係る指揮監督権限を含めた包括的な受委託であり、具体的には、運航や整備の受委託が行われる場合において、整備に関する具体的な業務の内容・作業手順等まで受託者が決定し、受託者の実質的管理の下に業務が行われるもののことである。
- (2) 整備業務の管理の受委託における受託者は、管理業務の受託に伴い、結果として安全に関する一定の管理責任を負うこととなる。この責任は、損害賠償等の経済的責任にとどまらず、航空運送事業者に課せられている社会的責任の多くを包含することとなるものである。
- (3) 以上から、整備業務の管理の受託者は、当該型式機に関して、整備業務を適切に実施する能力に加えて、整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等航空運送事業者が行うべき整備業務の管理を適切に行う能力を有する者でなければならない。特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものが受託者の場合は、航空運送事業者と同等以上の整備業務の管理を適切に行う能力が必要である。

- (4)特に、整備及び運航の方式が実質的に同等と見なせる親会社及び子会社の関係等グループ企業の関係（以下「グループ企業等の関係」という。）にある者以外の航空運送事業者に整備業務のみの管理の委託をしようとする場合又は整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務のみの管理の委託をしようとする場合には、航空機の安全かつ円滑な運航が、整備業務と運航業務の連係の上に成り立つことから、委託者で行う運航業務の管理と委託する整備業務の管理が齟齬なく連係が取れることが重要である。
- (5)一方、当該運送に係る航空運送事業者は、あくまでも委託者であり、旅客や荷主に対する最終的な運送責任を有するのは委託者である。したがって、委託者は、整備業務に係る管理責任を完全に放棄できるわけではなく、受託者が行う航空機の整備及びその管理について適切に管理・監督（以下「監理」という。）する責務を有するとともにその能力が求められる。
- (6)特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務の管理を委託しようとする場合には、委託者は航空運送事業者として、受託者が整備業務の管理を行うに当たり必要な安全管理・運航・整備等に関する方針等を受託者に提供するとともに、航空運送事業者が本来行うべき整備業務の管理（整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等）を含め、受託者が航空機の整備及びその管理を適切に行っていることについて、委託者は常時監理することにより、委託者と受託者とが連係して一体的な整備体制を構築することが求められる。
- (7)さらに、航空運送事業を行っているのが委託者である以上、法第102条の運航管理施設等の検査、法第103条の2の安全管理規程等、法第104条の整備規程の認可、の規定は、委託者に適用される。具体的には、次のとおりである。
- (a)法第102条については、受託者が使用する運航管理施設等について、委託者の事業の用に供するものとして検査が実施される。
  - (b)法第103条の2については、委託者は整備に関する内容も含め安全管理規程を定めることが求められる。
  - (c)法第104条については、委託者は、委託する業務の範囲及び内容、受託者に対する監理の方法等に関し整備規程に定めることが求められる。
  - (d)法第111条の4及び法第111条の6については、委託者は整備に関する事態も含め、安全上の支障を及ぼす事態の報告を行い、また、安全報告書の公表を行わなければならぬ。
- (8)法第113条の2は、このような委託者と受託者の関係に着目して、業務の管理の受委託に係る許可基準の一として、「委託者及び受託者の責任の範囲が明確であること」を規定している。整備については、その管理業務が、互いに密接に関連する多様な業務の総体として構成され、各々の管理業務に係る「責任」も他の管理業務に係る「責任」と密接に関連していることから、整備の分野において一部管理業務のみを委託することとした場合、特定の型式の航空機に着目して整備管理の業務を委託する方式等一部の形態を除

き、一般的には「責任の範囲」を明確とすることが極めて困難となる。このような場合には、実質的な整備コントロールを委託者・受託者のいずれが有するかを分析判定し、「作業の委託」又は「管理の委託」であるのか明確に識別される必要がある。

### III 運用要領及び許可基準細則

以下の事業形態において整備業務の管理の受委託を行おうとする場合の許可基準の細則及び運用要領は、III-1 及び III-2 のとおりとする。

- ① グループ企業等の関係にある本邦航空運送事業者間における整備業務のみの管理の受委託（サーキュラーNo.4-006「共通事業機の取扱いに係る基本方針について」に従うグループ企業等の関係にある者間の共通事業機の運用を含む。）
- ② グループ企業等の関係にない本邦航空運送事業者間における整備業務のみの管理の受委託（既に自社において整備業務の管理業務を行っている航空運送事業者が、整備業務の管理を委託する場合に限る。）
- ③ 整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものを受託者とする整備業務のみの管理の受委託
- ④ 外国の航空会社からのウェットリース（受託者が外国の航空運送事業者である場合であってその管理下にある航空機・乗員をウェットリースする形態。）
- ⑤ 他の本邦航空運送事業者からのウェットリース

#### III-1 許可基準細則

##### (1) 許可の対象

航空機の整備が、その管理及び実施を含め、受託者の整備マニュアルに従って受託者により一括して行われる場合に限り、整備に関する業務の管理の受委託に係る許可の対象とすることができる。ただし、受託者自身が当該航空運送事業の事業主体であるとした場合と同等以上の委託管理が行われ安全上支障がないと判断されるときは、一部整備作業の実施についてその再委託を認めることができるものとする。

##### (2) 委託者及び受託者の整備及び運航の同一性（整備業務のみの管理の受委託に限る。）

航空機の安全かつ円滑な運航は、整備業務及び運航業務の連係の上に成り立つことから、整備業務のみの管理の受委託の場合には、自社で行う運航業務の管理の制度及び委託する整備業務の管理の制度は齟齬なく連係が取れるよう、基本的に同等であるとみなせる必要がある。グループ企業等の関係にある航空運送事業者間の場合には、一般的にこれらはほぼ同等であるが、グループ企業等の関係にない場合には、これらが実質的に同等であると認められる者であることが必要である。具体的な要件は次のとおりである。

- (a) 整備に係る整備従事者の能力及び資格要件が同等であること。
- (b) 整備及び運航に係る方式及び手順等が同等であり、整備及び運航の接点業務にあたって、支障を来すことのないものであること。（管理の受委託を行う型式機の運用許容基準は実質的に同一であること。）

- (c) 整備の方式、整備の方法及び限界使用時間等の設定にあたっての考え方が同等であること。
- (d) 受託者の整備の実施及び管理に必要な整備情報、重要故障情報、信頼性管理情報等の取扱いが委託者と同等以上であること。
- (e) 品質管理、技術管理等の方式が同等であること。
- (f) 整備記録の方法が同等であり、その保管、管理及び交換の方法が明確に定められていること。
- (g) 整備業務について、見解の相違等を迅速に処理するための方法が明確に定められていること。
- (h) 委託者の運航管理者、運航乗務員等及び受託者の整備担当者が情報交換を行う手順及び方法が定められていること。

同様に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務のみの管理の委託をしようとする場合も、委託者と受託者とが連係して一体的な整備体制を構築していると認められ、かつ、委託者の運航業務の管理と受託者の整備業務の管理が齟齬なく連係が取れるものであることが必要である。

### (3) 受託者の要件

#### ① 一般的管理能力

当該受委託に係る型式の航空機を運航する本邦航空運送事業者、国際民間航空条約締約国（航空運送事業のための運航について、我が国と同等以上の安全に係る基準及び手続きにより証明等を行っていると認められるものに限る。）の航空運送事業者（当該受委託に係る型式の航空機について整備業務の管理を自ら実施していない者を除く。）又は当該受委託に係る型式の航空機について、整備業務の管理を行う組織と適切な能力を備えた要員を有し、整備マニュアルに従って整備業務の管理を適切に実施できると認められる整備改造認定事業者であること。ただし、整備業務のみの管理を受託する場合であって、過去の実績、現在の体制、要員の知識経験等から、当該型式機について整備業務の管理を行う能力があると認められるときはこの限りでない。

#### ② 一般的業務実施の能力

当該受委託に係る型式の航空機に関する整備改造認定事業者であること。ただし、「外国の航空会社からのウェットリース」の場合には、これと同等以上の能力を有していると認められる者でもよい。

#### ③ 当該受委託に係る業務実施・管理の能力

当該受委託に係る航空機について、整備業務及び整備管理業務を行う体制（組織、要員及び制度。安全管理体制（委託者が法第103条の2の規定に基づき安全管理規程を作成することが義務付けられているものにあっては、当該安全管理規程に対応するもの）を含むものとする。）を有しており、委託者の事業計画に対応して整備業

務を適切に実施する能力に加えて、委託者の運航環境に則した整備プログラムの策定、運用許容基準の運用等航空運送事業者が本来行うべき整備業務の管理を適切に行う能力を有すると認められる者であること。

特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務のみの管理の委託をしようとする場合は、「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可申請要領」Ⅲ.8（整備管理業務に関する事項）に定める基準を満たすものであること。

#### ④ 整備マニュアル

受託者の整備マニュアルが、航空法施行規則（以下「規則」という。）第214条に規定する航空機の整備に関する事項について同条の技術上の基準を満たしているものであること。また、当該受委託に係る型式の航空機の整備業務の管理について、サーキュラーNo.4-004「整備規程審査要領」及び「整備規程審査実施要領細則」に定める必要な事項が規定されており、その基準を満たすものであること。特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務の管理を委託しようとする場合には、委託者から提供される安全管理・運航・整備に関する方針等を反映させること。ただし、外国の航空会社からのウェットリースの場合であつて運用許容基準が運航マニュアルのみに規定されている等、安全上問題がないと認められる事項についてはこの限りでない。

### （4）受委託の安全性の要件

#### ① 委託者の要件

委託者は、法第100条第1項の許可を受けた者であること。さらに、運航業務及びそれに伴う整備を一括して委託する者にあっては、要領3.(2)①(a)及び(b)を満足する者であること。

#### ② 委託者が行う業務及び責任の範囲

要領3.(2)②に定めるもののほか、委託者は次の事項に従わなければならない。

- (a) 整備プログラム、整備管理の方法、運用許容基準等受託者の定める整備マニュアルが規則第214条の技術上の基準を満たし、かつ委託者の事業を行うにあたって適切であることを確認するものとする。受託者の整備マニュアルが変更されるときも同様とする。なお、受託者が外国の航空運送事業者である場合には、これらに加えて当該外国当局が当該整備マニュアルを承認していることを確認しなければならない。
- (b) 委託を開始する前に、受託者が必要な体制・能力を有していることを審査するものとする。
- (c) 受託者による業務の実施方法を適宜審査するとともに、業務の実施状況について定期的に及び必要に応じて監査を行い、受託者が整備マニュアルに従って業務を実施し、かつ業務の管理を適切に行っていることを確認するものとする。また、これらを踏まえて、必要に応じて改善措置を求めるものとする。

- (d) 当該航空機が適切な者によりメンテナンスリースされていることを確認するものとする。ただし、外国の航空会社からのウェットリース及び他の本邦航空運送事業者からのウェットリースの場合におけるライン整備についてはこの限りでない。なお、確認は、定例整備等については自社で航空機を使用するまでに報告を受けることにより、またライン整備については、機長が出発前に航空日誌を確認することにより行うことができるものとする。
- (e) 特に、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものに整備業務の管理を委託しようとする場合にあっては、受託者が整備業務の管理を行うに当たり必要な安全管理・運航・整備に関する方針等を受託者に適確に提供するとともに、上記(a)から(d)に加え、日常の不具合発生状況、運用許容基準の適用又は不具合是正措置等の整備状況を把握することにより、受託者が整備業務の管理及び整備業務を適切に行っていることを常時監理するものとする。

### ③ 受託者が行う業務及び責任の範囲

要領 3.(2)③に定めるもののほか、受託者は次の事項に従わなければならない。

- (a) 受託者は、当該受委託に係る整備業務及び整備管理業務を実施するに当たって、委託者に替わってその責任を担うものであり、整備措置、不具合の再発防止対策等個々の業務に際して、航空運送事業者間の管理の受委託にあっては、自社機の整備と同等の品質を確保しなければならない。また、整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものが受託者である場合にあっては、委託者から提供される安全管理・運航・整備に関する方針等を反映し、かつ委託者の確認を受けた整備マニュアルに従って適切な整備品質を確保しなければならない。
- (b) 管理の受託に係る業務を総括する者として、管理受託総括責任者及び同担当者（当該受委託に係る型式の航空機又は技術的にこれと同等と認められる型式の航空機についてサーキュラーNo.4-001「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）」Ⅲ3.2(d)又は(e)に定める知識・経験を有するほか、委託者の整備規程、整備システムに精通した者でなければならない。）を指名するものとする。
- (c) 耐空性改善通報の実施報告については飛行規程に関するもの等委託者が報告を行う場合を除き、受託者が行わなければならない。また、整備における不具合等の航空局への報告は、委託者が行う法第111条の4に基づく報告を除き、受託者が行わなければならない。

### (5) 契約

- ① 受委託に関する業務の内容並びに委託者及び受託者の責任の範囲が、当該受委託契約書において、詳細かつ明確に定められていること。整備業務のみの管理の受委託を行う場合には、特に業務の分担及び責任の範囲が曖昧性を残すことがないこと。
- ② 次の内容について契約書に明確に定められていること。

- ・ 委託者が受委託契約に基づき受託者が実施する業務に対する委託管理業務に対し責任を負うこと。
  - ・ 受託者が受委託契約に基づき実施する業務の品質を法令等に適合させる責任を負うこと。
  - ・ 受託者が委託を受けた航空機の整備に関し安全に関わる最終的な決定を行い、委託者に通知しなければならないこと。また、受託者が航空機の耐空性が確保されていないと判断した場合には、委託者はこの決定に従わなければならないこと。
- ③ 委託者が適切な監理を行うことができるよう、当該受委託契約において、要領3.(2)⑦に定めるもののほか、資料、情報等の報告事項、監査の実施等必要な事項が明確に定められていること。

#### (6) その他の要件

- ① 受託された整備管理業務の再委託は、管理のための補助的な業務（技術資料の最新化、SBの発行リストの作成、コンピューターへのデータ入力、英文の翻訳和文化作業等の判断・判定を伴わない事務に限る。）を除き、許容しない。

### III－2 運用要領

#### (1) 運航管理施設等の検査

要領4.2②のほか、サーティフューラーNo.4-002「「運航管理施設等の検査要領」、「運航管理施設等の検査要領細則（整備関係）」及び「運航管理施設等の検査項目（整備関係）」」に従って、運航管理施設等の検査を受けること。

#### (2) 委託者の整備規程

委託者は、整備規程に、「整備業務の管理の委託」に関する項目を設け、以下の事項を規定すること。なお、整備規程を階層化し、最上位の規程に概要を定め、詳細を下位の規程に定めることとしてもよい。

- ・ 委託先
- ・ 委託する整備業務及びその管理の範囲並びに内容
  - －当該受委託に係る航空機の型式及び機番を特定する。
  - －受託者が行う業務及び責任の範囲を規定する。
- ・ 受託者による整備業務及びその管理の方法
  - －受託者が準拠する整備マニュアルを特定する。
  - －整備業務の一部又は管理補助業務の再委託を行う場合はその内容及び管理の方法を規定する。
  - －受託者を代表する管理責任者を特定する。
- ・ 委託者が、受託者による業務の管理を監理する方法
  - －委託者が行う業務及び責任の範囲を規定する。
  - －監理に従事する者の教育訓練の方法を規定する。

- －当該監理業務の実施方法、手順、基準を規定する。
  - －監理業務の結果の取り扱い方法を規定する。
  - －委託者を代表する監理責任者及び担当組織を特定する。
- ・その他委託の方法

### (3) 受託者の整備マニュアル

- ① 受託者が当該型式機を運航及び整備する本邦航空運送事業者である場合には、受託者は整備規程に「整備業務の管理の受託」に関する項目を設け、以下の事項を規定すること。なお、整備規程を階層化し、最上位の規程に概要を定め、詳細を下位の規程に定めることとしてもよい。
  - ・委託元
  - ・受託する整備業務及びその管理の範囲並びに内容
    - －当該受委託に係る航空機の型式及び機番を特定する。
    - －受託者が行う業務（委託者が行う監理業務のために受託者が行う報告を含む。）及び責任の範囲を規定する。
  - ・整備業務及びその管理の方法
    - －準拠する整備マニュアルを特定する。
    - －整備業務の一部又は管理補助業務の再委託を行う場合はその内容及び管理の方法を規定する。
    - －受託者を代表する管理責任者を特定する。
  - ・その他受託の方法
- ② 受託者が当該型式機を運航及び整備する本邦航空運送事業者ではない場合又は整備改造認定事業者であって航空運送事業者でないものの場合は、委託者の確認の下、上記①及びサーチューラーNo.4-004 「「整備規程審査要領」及び「整備規程審査実施要領細則」」に準拠してその整備マニュアルを定め、航空局安全部航空安全推進室長（委託者が特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者の場合には、先任整備審査官）の承認を得なければならない。整備マニュアルを変更する場合も同様とする。
- ③ 整備マニュアルについては、必要に応じて、業務規程又は外国航空当局が承認した整備に関する規程を引用して定めることができるものとする。

## IV その他

- (1) 航空局安全部航空安全推進室長が、この運用指針によることが必ずしも適当でないと認めた場合には、同等以上の安全性を確保することができると認められる範囲内で、他の方法によることができるものとする。なお、この場合にあっても、法、規則及び要領の規定に従うものでなければならない。

附則

1. 本サーキュラーは、平成13年10月23日から適用する。

附則 (平成16年6月28日)

1. 本サーキュラーは、平成16年6月28日から適用する。

附則 (平成17年5月30日)

1. 本サーキュラーは、平成17年5月30日から適用する。
2. 本サーキュラーの施行の前に整備業務の管理の受委託の許可を受けている者にあっては、本サーキュラーの施行の日から起算して12ヶ月を経過するまでの間は、従前の例を適用することでもよい。

附則 (平成17年10月1日)

1. 本サーキュラーは、平成17年10月1日から適用する。

附則 (平成21年7月13日)

1. 本サーキュラーは、平成21年7月13日から適用する。

附則 (平成23年6月30日)

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則 (平成30年5月31日)

1. 本サーキュラーは、平成30年5月31日から適用する。

附則 (令和4年4月1日)

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空安全推進室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8731

FAX 03-5253-1661